

第1章 計画の趣旨 (計画P2~3)

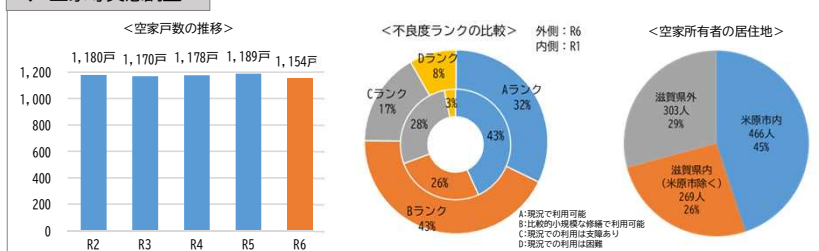
● **第3次計画策定の背景と目的** 米原市では、平成27年7月に空家に関する条例を制定し、平成28年3月に第1次計画、令和3年3月に第2次計画を策定し、各種施策を展開してきました。引き続き総合的な空家等対策を推進するため、第3次米原市空家等対策計画を策定します。

- **対象地域** 市内全域
- **計画期間** 令和8年度から令和12年度まで

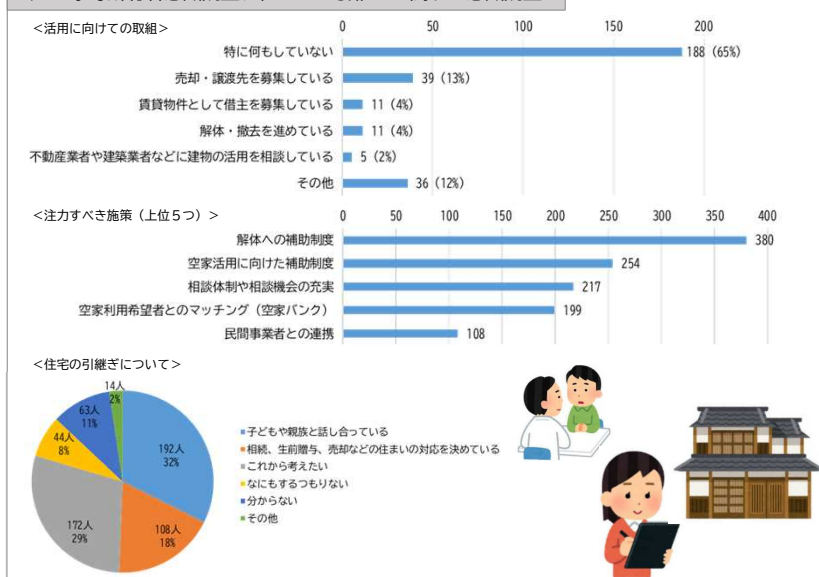
第2章 現状と課題 (計画P4~20)

● **空家等に関する状況**

◆ **空家等実態調査**



◆ **空家等所有者意識調査、住まいの引継ぎに関する意識調査**



◆ **第2次米原市空家等対策計画の評価等**

各種調査の結果等から関連施策が一定の成果を上げていると推測一方で、空家の有効活用における施策の成果は少しずつ減少、指導等を行っても改善、解決につながらない空家等は累積、所有者の意識の特段の高まりは見受けられず

● **空家等対策を進める上での課題**

- (1) 今後も見込まれる空家等発生への対策
- (2) 発生した空家等が管理不全とならないための対策
- (3) 管理不全となった空家等への対策
- (4) 空家等所有者や地域住民等の意識や機運を高める対策

第3章 空家等対策に向けた基本的な考え方 (計画P21~23)

● **基本理念**

空家にしない、させない、ほっとかない
地域ぐるみで施策を推進

● **各主体の役割と責務**

対策の実施主体である所有者等、地域・市民、不動産関連事業者等および市の役割を明確にし、各主体が相互に協働・連携・補完する取組が重要

第4章 計画の目標と基本的施策 (計画P24~34)

空家等活用を積極的に進めるためのスローガン
空家は放置すれば負の遺産 活用すれば地域の宝

第3次計画においては、空家等を含む建築物の所有者による生前からの取組を促進する意識啓発や、空家等の活用促進における新規需要(個人、民間事業者等)の掘り起こしなど、従前施策の効率や質の向上につながる取組を強化するとともに、これまででも大切にしてきた、空家所有者や利用希望者(個人、民間事業者等)、地域等の関係者への丁寧なサポートにより、活用された空家等が再び空家等とならないよう取り組みます。

● **施策の目標と体系**

● **具体的な施策**

施策1 空家にしない(空家等の発生予防)

- ✓ 空家等の発生予防に向けた意識啓発
- ✓ 地域(自治会)と連携した空家等の早期発見
- ✓ 空家等の実態把握のための継続的な調査の実施
- ✓ 空家等情報のデータベース
- ✓ 総合的相談窓口
- ✓ 土地・建築物の相続登記の促進
- ✓ 空家等の発生予防に向けた国・県への政策提言

目標1 住宅の引継ぎに向けた対応率(住まいの引継ぎに関する意識調査) **75%** (現状50%)

施策2 空家にさせない(空家等および跡地の活用)

- ✓ 空家・空地バンク制度の推進
- ✓ 空家等所有者に向けた活用支援
- ✓ 移住希望者(空家等利用希望者)に向けた活用支援
- ✓ 地域に向けた活用支援
- ✓ 民間事業者等に向けた活用支援および価値ある空家等の保存活用

目標2 空家バンク登録物件の成約件数(累計) **340件** (現状210件)

施策3 空家をほっとかない(空家等の適正管理)

- ✓ 空家等所有者等への情報提供・適正管理に向けた啓発
- ✓ 空家等管理サービス(見守りサービス)の情報提供
- ✓ 解体・除却の促進
- ✓ 各種財産管理人制度の活用
- ✓ 特定空家等に対する措置その他の対処の実施
- ✓ 関係他法令による対応

目標3 不良度の高い空家等の戸数(空家等実態調査) **45戸** (現状87戸)

全体目標 R6空家戸数1,154戸のうち5年後の継続空家戸数(空家等実態調査) **500戸**

第5章 推進体制 (計画P35~36)

- ✓ 空家等対策担当部局を中心とした庁内関係部署の連携
- ✓ 地域と一体となった空家対策の推進
- ✓ 空家等管理活用支援法人をはじめとした民間事業者や関係機関、団体との連携

<米原市空家等対策協議会>
施策の進捗管理と評価